

1 現状と課題

本市の建物や施設について、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、エレベーターやスロープ、障害のある人や高齢者にも対応した多機能型トイレの設置などの改善を行っています。

民間施設についても、建設や改修を行う場合は同整備要綱に規定する建物について、すべての人が利用しやすくなるよう指導を行うとともに、優れた整備事例の建物について表彰する「大阪・心ふれあうまちづくり賞」を実施するなど、啓発にも努めています。

交通機関については、平成3年度に鉄道駅舎エレベーター等設置補助制度を創設し、鉄道駅舎のエレベーター設置について指導を行い、法的にエレベーター設置が必要な駅舎の90パーセント（平成18年度末現在）に設置されるなどの成果をあげています。

市営交通機関においては、全国に先駆けてリフト付き路線バスやノンステップバスの導入を行うほか、「第1次ええまち計画」、「第2次ええまち計画」によりエレベーター、エスカレーターを設置するなど地下鉄駅舎の改善をすすめており、平成18年12月に開通した今里筋線では、可動式ホーム柵を設置するなど、障害のある人の利用しやすい移動手段の確保に努めてきました。

平成12年に施行された「交通バリアフリー法（平成18年12月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）が施行）」に基づき、市内の主要な鉄道駅を中心に、障害当事者や地域住民の参加のもと、平成18年4月までに25地区の重点整備地区の設定と基本構想を策定し、鉄道駅舎や駅周辺的生活関連施設に至る歩行空間について、バリアフリー化をすすめています。

また、基本構想に基づく各事業の実施に際しては、その進捗状況のチェックを行うとともに、障害のある人や高齢者等からの意見なども踏まえながら、より利用者の視点に立って施設の整備等を行っています。

さらに、重点整備地区の内外に関わらず、交差点での歩車道の段差切り下げの推進、公園の改善、駐車場の整備などにも積極的に取り組んできました。

これらの取り組みについては一定の成果を挙げてきたところですが、障害のある人の社会参加の促進に伴う多様なニーズに対応するため、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」についても、「バリアフリー新法」や「大阪府福祉のまちづくり条例」の内容をふまえて見直しを行い、「ユニバーサルデザイン」の理念に基づき、生活関連施設も含めたバリアフリー化の検討など、環境の整備・移動手段の確保に取り組んでいきます。

暮らしの場の確保については、市営住宅の優先入居措置やグループホームの整備促進に努めてきていますが、障害のある人が住まいを確保するうえで、障害のある人に対する民間賃貸住宅所有者や地域住民の誤解や偏見等さまざまな問題があり、今後、暮らしの場の確保に向けた取り組みが求められています。

防災対策については、阪神・淡路大震災を教訓とし大阪市地域防災計画を全面的・抜本的に改訂し推進していますが、なお新潟県中越沖地震においても避難誘導等に課題が残った状況が見受けられており、さらに障害のある人の避難体制等についても具体的に検討していく必要があります。

課 題

- ①生活環境の整備
- ②移動手段の整備
- ③暮らしの場の確保
- ④防災・防犯対策の充実

2 施策の方向性

(1) 生活環境の整備

ア ひとにやさしいまちづくりの推進

- ・「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき整備をすすめ、障害当事者の参加のもとに全市的に「ひとにやさしいまちづくり」を推進します。
- ・整備要綱については、実効性が保持できるよう、全ての人が使いやすく利用できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえ推進に努めます。
- ・全ての市民が積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組むという意識の高揚を図るため、その必要性を周知し、協力が得られるようさまざまな機会をとらえて啓発を行います。

イ 本市建築物の改善

- ・本市建築物の改善計画に従って、これまで不特定多数の市民が利用する施設について改善してきましたが、その他の本市建築物について、住民参加のもとに今後順次整備を図ります。

ウ 民間事業者に対する働きかけ

- ・都市施設（不特定かつ多数の者の利用に供する建築物及び駐車場）を新たに設置する場合は「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づいて、関係事業者と協議や指導を行うなど、バリアフリーの推進を図ります。

エ 公園、駐車場等の改善

- ・公園、駐車場等の整備に当たっては、階段のスロープ化や手すりの設置、車止めの改良、溝蓋の設置、障害のある人に対応したトイレの整備等「ひとにやさしいまちづくり」の基本的な考え方に基づき、計画的に改善を図ります。

(2) 移動手段の整備

ア 移動円滑化の推進

- ・関係事業者や障害当事者等と連携して策定した交通バリアフリー基本構想に基づき、鉄道駅舎、駅前広場、駅周辺施設に至る道路、信号機等の重点的・一体的なバリアフリー化を推進します。

イ 市営交通機関の改善

- ・地下鉄駅舎では、エレベーターでホームと地上（公共用通路）との間を移動できるワンルート及び乗り換え経路におけるワンルート確保を図り、併せて車いす対応トイレの設置や案内・誘導設備等の改善を一層推進するとともに、「市営交通バリアフリー計画」完了後の新たな整備についても今後検討を行います。
- ・市営交通バリアフリー計画に基づき、地下鉄車両等に車いすスペースや車内案内表示装置を整備するとともに、バス車両の更新時期に合わせて、ノンステップバス車両の着実な導入を図ります。
- ・バス停留所施設や地下鉄駅舎の整備にあたっては、関係団体等とも検討を行い、障害のある人をはじめ全ての利用者に配慮した施設整備を行います。また、点字による路線案内図や駅構内案内図の発行等を行うとともに人的な案内等も含め、安全かつ快適な利用を促進します。
- ・既設路線での可動式ホーム柵の設置については、引き続き、他都市の事例研究や本市における課題を整理し、整備計画の検討を行います。

ウ 民間事業者に対する働きかけ

- ・バリアフリー法で移動円滑化基準の適合対象となる鉄道駅舎について、エレベーター設置等の段差解消、多機能トイレや誘導案内設備の設置などのバリアフリー化を、民間鉄道事業者に対して積極的に働きかけます。
- ・エレベーターについては、新設駅への設置はもちろんのこと既存の駅舎についても設置を促進するよう、引き続き鉄道駅舎エレベーター等設置助成を行います。
- ・民間バス事業者についても、ノンステップバスの新規導入が促進されるよう働きかけるとともに、引き続き助成を行います。

エ 歩行空間の改善

- ・バリアフリー重点整備地区内の主要な経路（特定経路）、視覚障害のある人の利用が多い公共施設等から最寄りのバス停や鉄道駅等公共交通機関までの経路、主要交差点、歩道橋の階段昇降口部等への視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進し、併せて歩道の設置や拡幅を行います。

- ・交差点での歩車道の段差切り下げについては、障害のある人が安全で快適に移動できるよう改善します。
- ・違法駐車、放置自転車対策を徹底し、障害のある人をはじめ全ての歩行者が安全かつ快適に歩道を利用できるようにします。

オ 自家用車利用に対する支援

- ・障害のある人の行動範囲を大幅に広げるものとなる自家用車を活用できるよう、車いす使用者用駐車スペースの確保などについて、民間事業者への働きかけを行うとともに、公共駐車場の改善や大阪市所管有料道路の通行料金割引などによる社会参加の促進を図ります。

カ バリアフリー施設の情報発信

- ・病院や図書館などの公共的施設のバリアフリー情報だけでなく、不特定多数の人が利用する民間施設のバリアフリー情報もホームページにおいて発信し、高齢者や障害のある人等の移動の円滑化を図り、社会参加を促進します。

(3) 暮らしの場の確保

ア 市営住宅の改善等

- ・市営住宅の整備に当たっては、今後ともバリアフリー対応の住宅への改善に努めます。
- ・新築市営住宅の全戸について、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」及び「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき建設を行うとともに、障害のある人を対象とした住宅の供給に努めます。
- ・特定目的住宅の障害のある人の入居枠の確保に努めるとともに、車いす利用者住宅についても増設を図ります。
- ・シルバーハウジングプロジェクトによる「ケア付き住宅」の整備に努めます。

イ グループホーム等の設置促進

- ・障害のある人の地域での自立生活に向けて、施設・病院からの地域移行や地域での生活を促進するため、整備促進のための支援策を充実するとともに、市営住宅の活用を図ります。
- ・質的向上を図るための支援の拡充を図ります。

ウ 民間住宅の確保

- ・円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう、さまざまな事例を研究し、入居差別の防止も含め、大阪府と協力して民間賃貸事業者に対する働きかけを行います。

- ・平成19年6月に成立した住宅セーフティネット法に基づく民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための大阪府の取り組みに協力して、また居住サポート事業の活用も図り、入居の支援に努めます。
- ・長期施設入所、長期入院をしている障害のある人にとって、地域で住まいを確保することは困難であるので、地域移行を支援する施策と関連づけて検討をすすめます。

エ 民間住宅のバリアフリー化の促進

- ・「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」等を踏まえ、本市の融資助成制度を活用して建設する民間共同住宅にバリアフリー化を義務付け、暮らしやすい住宅の供給促進に努めます。
- ・全ての市民が自らの問題として積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組む機運を盛り上げるため、その必要性を周知するとともに、協力が得られるようさまざまな機会をとらえて啓発を行います。

オ 住宅改造に関する情報提供

- ・住宅改造相談事業や相談支援事業による住宅の情報提供等の充実を図り、障害のある人一人ひとりに適した住環境が確保されるように努めます。

(4) 防災・防犯対策の充実

ア 防災体制の強化

- ・障害のある人等のいわゆる災害時要援護者を災害から救出、救護したり、災害発生のおそれがあるとき、事前に避難させたりすることは、安全で安心して暮らせる地域をつかっていく上で、極めて重要な課題です。障害のある人をあらゆる災害から守るため、施設及び住宅の防災体制の強化を図ります。
- ・まちづくりに当たっては障害のある人の災害時の安全確保を考慮したものとします。

イ 災害時・緊急時の対応策の充実

- ・災害時・緊急時の避難誘導及び通報体制・避難ルートを整備するとともに、その周知徹底を図り、消防関係機関及び住民による避難誘導の実効性を確保し、個人情報の保護に留意し支援を要する障害のある人の状況を把握し、救出、救護の充実を図ります。
- ・安否確認の体制や社会福祉法人・NPO等と連携した福祉サービス・福祉用具・医療の確保、心のケアのあり方などについて検討をすすめます。
- ・大阪市地域防災計画に基づき、災害時の避難誘導、避難所での対応や医療確保などを行うこととしており、障害のある人などに配慮した対応となるよう努めます。

ウ 防犯体制の強化

- ・障害のある人を犯罪から守り、安全で安心なまちづくりをすすめるため、相談者の立場に立った相談対応や犯罪被害防止のための広報・啓発、防犯活動をすすめます。
- ・近隣での日々の見守りや声かけができるような、地域づくりを支援します。
- ・障害のある人に対する悪質商法による消費者被害については、引き続き、大阪市消費者センターによる出前講座の開催などにより防止に努めます。

第 5 章 就業支援

1 現状と課題

本市では、働く意欲のある障害のある人を支援するための職業リハビリテーションと就業の場を確保するために、大阪市職業リハビリテーションセンター、大阪市職業指導センター、大阪市障害者就業・生活支援センターなどの能力開発施設や就業生活支援施設の設置・拡充に努めてきました。また、平成14年2月に「大阪市雇用施策推進本部」を設置し、障害のある人をはじめとする就職困難者等への就業支援を重要な課題と位置付けて推進を図るとともに、本市職員採用においても障害者採用の拡充を行ってきています。

最近では平成18年の「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正により精神障害のある人が法定雇用率算定の対象とされ、平成17年には発達障害者支援法が施行され、また学校教育法も改正されるなど、障害のある人をめぐる就労支援の法的環境が整備されつつあります。また一方で、障害のある人の就労意欲の高まりとCSR（企業の社会的責任）の観点から障害者雇用への取り組みは拡大され、平成18年度におけるハローワークの新規求職申込件数や就職件数は過去最高となるなど、障害者雇用は着実に進展を見せています。

中でも知的障害のある人やこれまで少数であった精神障害のある人での雇用が伸びていますが、今後は教育の現場や福祉施設などから一般就業への移行の課題に向け、関係機関がハローワークなどの労働関係機関と緊密な連携をとり、就業支援を積極的に推進していく必要があります。

精神障害のある人については就労支援へのニーズはこれまでになく高まっています。しかし、他の障害のある人以上に就業の困難性があるなど、これまでは一般就業へは結びつくことが少ない状況でした。今後は社会適応訓練事業所などを中心とした一般企業への理解を求めるとともに、有効な就業支援策を活用して企業就業に結びつくよう、地域の関係機関が緊密な連携を図り、就業支援機関とともにきめ細かな支援が展開できるよう体制を整える必要があります。

発達障害のある人については、今後、国に対して法的な整備を強く求めていく必要があります。就業・生活支援センターを中心とした現枠組みを活用し、支援の拡充を図っていくことも必要で、就業支援機関や発達障害者支援センターなどを核として、医療や生活面も含めた総合的な就業支援体制の整備が必要となります。

難病患者や中途障害者については、就業や原職復帰に向けた支援を医療、福祉、労働など関係機関が連携し就労支援ネットワークを構築する中で、さまざまな制度を活用して就業の継続や就業支援に努める必要があります。

また、特別支援学校の高等部では卒業生の就職率については低い状況となっており、卒業後の進路を展望した、地域の社会資源と連携した「個別移行支援計画」を作成するなど、一人ひとりの生徒のライフステージを見通した進路指導の充実が必要です。

障害のある人の就業支援は、その人の意思と適性に応じて就業し社会経済活動への参画をすすめていくことが基本であり、そのためには企業に雇用されるよう関係機関との連携を図りな

がら職業リハビリテーションをすすめて潜在能力の発見や開発に努め、また、個々の選択を尊重しながら職場開拓に努め、さらに、就業面と暮らしとの一体的な支援を行うことにより職業生活の安定を図っていく必要があります。

課 題

- ① 就業の促進
- ② 就業支援のための施策の展開
- ③ 福祉的就労の支援

2 施策の方向性

(1) 就業の促進

ア 職業リハビリテーションの充実

- ・就業を希望する障害のある人が増加し、就業の機会が進展する中、障害の特性やそれぞれがもつ障害の状況に即した多様な就業支援・就業形態のあり方が必要です。短時間労働から在宅就業・在宅勤務に対応できるよう、新しい職業指導・就業形態を検討します。
- ・職業リハビリテーションセンターを中核として就業支援策の構築されていない精神障害、難病、発達障害、また、高次脳機能障害など障害の特性に合わせた職業リハビリテーションの開発を積極的に行い、効果的な就業支援を展開していきます。

イ 就業を支援する環境の整備

- ・就業を可能にするためのアクセシビリティ機器の開発や普及を図るとともに、そのための人材の養成や人材を確保し、また、スムーズな通勤を可能にする交通アクセスの改善など、社会環境の整備に努め、就業生活の安定を図ります。
- ・在宅での就業を支援する機関として「在宅就業支援機関」の設置を促し、運営に協力します。

ウ 雇用開発や啓発活動への取り組み

- ・大阪労働局や大阪府雇用開発協会と連携して啓発活動を推進します。
- ・障害者就業・生活支援センターが主催する「就業支援フェスタ」など市民や企業の理解を深めるための具体的な啓発活動を行います。
- ・本市の企業関連の部局においては、企業における障害者雇用に関して主体的に取り組むとともに、就職困難者等の雇用・就労への支援を行っている地域就労支援センターとの連携を図ります。

エ 大阪市における障害のある人の職員採用の拡充及び関係団体への働きかけ

- ・大阪市における職員採用については、市長部局において障害者雇用率3%の目標を達成したところですが、引き続き公的な役割や障害者雇用促進法の趣旨、これまでの大阪市における「知的障害者長期・短期プロジェクト」等の取り組みもふまえて、計画的な採用に努めるとともに、精神障害のある人の雇用については、本市における就業支援事業とも連携しながら国や他都市等の動向も踏まえたうえで検討を行います。
- ・職域の開発や適性に応じた配置をすすめつつ拡充を図ります。
- ・関係団体での雇用促進についても積極的に働きかけを行います。

オ 障害のある人を雇用する事業者等への支援

- ・大阪市における物品購入役務の発注の際に、障害のある人を多数雇用する事業者に対し優先発注できるよう支援策を検討し、障害のある人の雇用促進に努めます。

カ 大阪市における障害者福祉施設等への支援

- ・大阪市における物品購入については、地方自治法施行令の改正を受け、本市契約規則を改正し、障害者福祉施設等からの物品購入を一定の手続きのもと随意契約が可能となったことから、積極的な活用をすすめます。
- ・役務の発注についても、障害者福祉施設等へ随意契約により事業発注できるよう法的整備を国に対して要望していきます。

(2) 就業支援のための施策の展開

ア 地域の就労支援ネットワークの構築

- ・障害のある人の個々のニーズや適性に応じた一貫した就業支援が可能となるよう、既存の支援機関と、労働・福祉・教育等の各関係機関が連携を図り、各支援機関の役割分担のもと、個々のニーズに対応した長期的な支援を総合的に行うためのネットワーク構築に取り組みます。
- ・ライフステージを通じて適切な支援が受けられ、どの機関を利用しても必要な支援に結びつくなど各分野、各機関の特性を活かして効果的な役割分担ができるよう障害者就業・生活支援センターなど既存の就業支援機関を核にして地域就業支援ネットワークを構築します。

イ 障害者就業・生活支援センターの機能の強化

- ・就業を希望している人や離職した人、あるいは一般企業で働く障害のある人の配転・転属などに伴う就業支援を行うため、ジョブコーチや就労支援ワーカーの養成や派遣、企業からの要請に応じた就職後の再指導、企業に対する継続就業のためのアドバイスや情報提供を行います。

- ・就労移行支援事業所からの一般就業を実現するため、就労移行支援事業所へ助言や情報提供を行い、ハローワークなどの労働関係機関とを繋ぐ役割を担うとともに、利用者に対し地域の移行支援事業所と共同して就業に向けての支援を展開します。
- ・関係機関のネットワークを支えるため、総合センターとしての機能を果たす障害者就業・生活支援センターの充実に努め、就業の確保や、定着支援を行い、また離職した場合も再チャレンジが可能となるよう就業支援体制の強化を図ります。

ウ 就労移行支援事業所からの就業支援の促進

- ・就業を支援するため、障害者小規模通所授産施設、通所授産施設の新事業体系への円滑な移行を図ります。
- ・就労移行支援事業所では企業への就職をめざした活動を展開し、就業支援の知識やノウハウを有した人材の養成を行い、就労に結びつく良質なサービスを提供することが必要とされることから、就労移行、就労継続A型の基盤確保、人材養成等の支援をすすめます。
- ・就業を支援するため、就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワークや地域障害者職業センターなどの労働関係機関が就業に向けた積極的な支援を展開することができるよう、具体的な仕組みと支援策等について検討をすすめます。

エ 精神障害のある人の就業支援

- ・精神障害のある人の就業を促進するため、障害の特性に配慮した専門的な職業リハビリテーションの開発に取り組みます。
- ・障害者委託訓練やジョブコーチ支援など、就業支援策を活用し、福祉施設からの就労移行支援を促進させまた、医療機関や地域の社会資源の協力のもと、生活面を含めたきめ細かな就業支援体制を構築します

オ 発達障害のある人の就業支援

- ・発達障害のある人の就業を促進するため、障害の特性に配慮した職業リハビリテーションの開発を行い、障害者就業・生活支援センターを核として発達障害者支援センターや労働関係部局などの関係機関との連携及び医療や生活面にかかる社会資源とのネットワークを活用して就業支援の体制を整備し就業の促進を図ります。

カ 就業面と暮らしの一体的支援の強化

- ・障害のある人が安定した職業生活を維持するためには、日常生活、余暇の過ごし方や二次障害の予防を含む健康管理での支援など、個々のニーズに応える支援策を充実・強化することが必要であるため、就業・生活支援センターを活用した総合的な支援施策の構築に努めます。

(3) 福祉的就労の支援

ア 訓練事業の推進

- ・就業を支援する訓練等施設では企業と連携した取り組みをすすめて就業に向けた施設機能の拡充を図ります。

イ 障害者小規模作業所等への支援

- ・障害者小規模作業所や小規模通所授産施設は、障害のある人の働く場、社会参加や地域での支えあいの場として機能しており、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業や地域活動支援センター事業へ、円滑な移行が図られるよう支援に努めます。
- ・さまざまな運営形態に配慮し、新事業体系への移行に適さない作業所についても、社会活動の場として活用できるよう引き続き支援に努めます。

第 6 章 教育・保育

1 現状と課題

本市においては、ノーマライゼーションの理念のもと、地域で共に育ち、共に学び、共に生きることを基本とした教育・保育の推進に努めているところです。

平成19年度から特別支援教育が本格実施となったことをふまえ、各校園の発達障害を含めた障害のあるこどもについて、校園内委員会などの体制の工夫や乳幼児期から学校卒業後まで一貫性のある支援を行うことを目的として、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成、特別支援教育コーディネーターの位置付け、関係機関との連携などに取り組み、障害のある乳幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた教育・保育の推進に努めてきています。

このような観点に立ち、幼稚園や保育所では、障害の内容・程度を問わず、教育・保育を希望するこどもを受け入れています。幼稚園、保育所では、地域社会の中で共に育ちあい充実した生活ができる教育をすすめています。

義務教育段階では、就学先の決定にあたり、本人・保護者の意向を引き続き尊重するとともに、小・中学校での条件整備に努めています。小・中学校では、一人ひとりの状況に応じた教育を行うための「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成をすすめています。また、発達障害等で通常の学級に在籍している児童・生徒への支援も始めています。

高等学校においては、入学者選抜での条件整備を行うことで、障害のある生徒の入学が増えています。さらに平成18年度入学者選抜から自立支援コースでの知的障害のある生徒の高等学校受け入れを行っています。高等学校での受入れのあり方については、引き続き検討する必要があります。

また、特別支援学校においては、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」に基づき一人ひとりの状況に応じた教育内容の創造に引き続き努めるとともに、近隣の校園との交流を行っており、さらに幼児・児童・生徒の居住地の校園との交流もすすめています。また、小学校で実施している児童いきいき放課後事業に、校区内在住の特別支援学校在籍児童も参加し、居住地での交流をすすめています。

それぞれの学校等では、人権教育・福祉教育の位置付けで、障害のある人に対する認識や理解を深める取り組みをすすめるようにしています。しかしながら、障害を理由としたいじめや人権侵害の事象は依然としてあり、その解決のための取り組みをすすめる必要があります。

小・中学校の養護学級や特別支援学校においては在籍数が年々増加し、特別支援学校では普通教室の不足など教育環境に影響が生じており、対策を講じる必要があります。

一方、不登校への対応は、障害のある児童・生徒についても喫緊の課題であり、福祉・医療等関係機関との連携をより一層深め、その方策を探っていきます。

国際的なインクルーシブ・エデュケーションの動向も踏まえながら、特別支援教育においても、地域で共に育ち、共に学び、共に生きることを基本とした教育・保育をすすめるために、制度等の課題も踏まえて引き続き研究・検討をすることが必要です。

課 題

- ①就学前教育の充実
- ②義務教育段階における教育の充実
- ③後期中等教育段階における教育の充実
- ④生涯学習や相談・支援の充実
- ⑤人権教育・福祉教育の充実
- ⑥教職員等の資質の向上

2 施策の方向性

(1) 就学前教育の充実

ア 幼稚園、保育所における教育・保育内容の充実

- ・幼稚園においては、地域で仲間と共に育ちあい、楽しく生活できる教育の内容充実を図ります。
- ・保育所においては、地域社会の中で障害のあるこどもとないこどもが共に育ちあう保育を今後とも積極的に推進し、保育内容の充実を図ります。
- ・幼稚園、保育所ともに、地域、保護者、その他関係機関との連携をとりながら、人権の視点を大切にし、教育・保育内容の一層の充実に努めます。
- ・通所療育を担当する施設及び関係機関では、専門的な立場から、幼稚園・保育所・小学校等と連携し、将来の自立と社会参加を展望しつつ一人ひとりの生きる力の獲得を支援します。

イ 盲学校・聾学校幼稚部の充実

- ・盲・聾学校幼稚部においては、専門的な教育内容の充実とともに、こどもの居住地との交流をすすめます。また、在籍しない幼児の教育相談など、開かれた活動の充実を図ります。

ウ 教育諸条件の整備・充実

- ・早期教育や療育が有効に機能するよう、施設や設備の整備改善を図るとともに、教職員及び保育者の障害のあるこどもに対する認識や理解を深め、資質の向上を図るため、研修の充実を図ります。

(2) 義務教育段階における教育の充実

ア 共に学び共に育ちあう多様な教育の展開

- ・児童・生徒は、まず居住地の小・中学校が就学の相談を受け、就学先の決定に当たっては、本人・保護者の意向を十分に尊重するとともに、特別支援学校に就学した場合も、小・中学校との関係が断たれることのないよう取り組みます。また、学校教育全体で障害のある児童・生徒を受けとめるという観点から、共に学び共に育ちあう多様な教育の展開を図

ります。

- ・教育方法や教育内容の充実を図るため、地域での自立と社会参加を展望しつつ、関係諸機関との連携のもと一人ひとりのニーズを把握し、本人・保護者の意見も踏まえて「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成するよう努めます。

イ 教育諸条件の整備・充実

- ・エレベーターの設置など教育諸条件の整備・改善を行い、障害の有無にかかわらず共に学びやすい環境の整備に努めます。
- ・医療的ケアが必要な児童・生徒が増えていることから、共に学ぶ教育がすすむよう、看護師資格を持つ者の巡回などの対応の充実を図ります。

ウ 特別支援学校等の機能の充実

- ・特別支援学校では、在籍する児童・生徒への指導を一層充実させるとともに、小学校・中学校等の実践を支援する特別支援教育のセンターとしての役割を果たしていきます。
- ・疾病による障害のある児童・生徒が病状を理解し、主体的に必要な治療や生活規制に取り組むことができるよう一層の専門性の向上、医療・福祉等関係機関との連携に努め、その充実を図ります。
- ・周辺の校園との交流とともに、在籍する児童・生徒の居住地の校園や地域との交流もすすめます。
- ・小学校、中学校の養護学級や通級指導教室においては、指導の充実を図るとともに積極的に交流をすすめ、さらに通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒への指導について支援を図ります。

(3) 後期中等教育段階における教育の充実

ア 多様な教育の展開

- ・義務教育修了後の進路について、高等学校や職業訓練機関等を含めた多様な選択が可能となるように、平成14年度より開始した「知的障害のある生徒の高等学校への受け入れに係る調査研究」の成果を踏まえて、平成18年度より2校で実施している知的障害者生徒自立支援コース入学者選抜を継続してすすめます。また、高等学校での受け入れの拡大については引き続き検討を行います。
- ・特別支援学校高等部においては、卒業後の地域での自立と社会参加を展望しつつ、関係機関との連携を図りながら「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」に基づきその教育内容の充実を図るとともに、同世代の生徒や地域との交流、さらに、高等学校等の実践への支援にも努めます。

イ 自立に向けた教育内容等の充実

- ・自らの生き方を選択する力を育成できるよう、一人ひとりの生徒に応じた目標をたて、教育内容の充実を図ります。また、社会の変化をふまえて職業教育も含め自立に向けた教育の推進を図ります。
- ・一人ひとりの生徒に応じた進路指導の充実を図れるよう、卒業後の進路を展望した「個別移行支援計画」を作成します。あわせて、進路先や関係諸機関との連携を図るとともに、卒業後のアフターケアにも努めます。

ウ 教育諸条件の整備・充実

- ・高等学校、特別支援学校高等部、職業教育訓練センター等の施設や設備などの教育諸条件を整備し、その充実を図ります。

(4) 生涯学習や相談・支援の充実

ア 生涯学習の機会提供

- ・障害のある人の地域における生涯学習の機会を確保するため、図書館等の社会教育施設や地域施設について、障害のある人が利用しやすくなるよう整備を一層推進します。
- ・障害のある人を対象に個性を生かして気軽に取り組める学習活動など、生涯学習の事業の充実を図ります。
- ・事業やイベントを実施する際には、手話通訳や要約筆記をつけたり、資料をわかりやすいものにし、点字化するなど、だれもが参加しやすい環境整備に努めます。

イ 相談事業・相談活動の充実

- ・教育センターでの相談事業の充実を図るとともに、特別支援学校が特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう、相談活動を充実します。
- ・他の相談機関や校園・地域社会等とも連携を図り、就学前から卒業後までの一貫した相談・支援の推進に努めます。

ウ 放課後活動等の充実

- ・障害のある児童の放課後活動や長期休業中の活動として、児童いきいき放課後事業での取り組みの充実を図ります。
- ・児童いきいき放課後事業に参加しない児童・生徒についても、地域での活動に参加できるよう、関係機関、地域社会が連携して取り組みをすすめるよう努めます。
- ・中学校、高等学校で学ぶ児童、生徒については、適切な放課後活動ができるよう学校と連携した取り組みをすすめます。

(5) 人権教育・福祉教育の充実

ア 学校教育（分野）での充実

- ・各学校では、人権教育・福祉教育の一環として、ちがいを認めあい互いの人権を尊重しあう児童・生徒、また集団を育成する取り組みに努めるとともに、障害と障害のある人に対する認識や理解を深めるための取り組みを推進します。
- ・そのためにも、共に学び共に育ちあう教育実践の充実を図ります。また、今まで取り組みが十分でなかった精神障害のある人やハンセン病回復者等に対する認識や理解を深められるように、冊子「精神障害者の理解を深めるために」や「教育必携」等の一層の活用を図り、また当事者との交流の場を確保するよう努めます。

イ 社会教育（分野）での充実

- ・障害のある人に対する認識や理解を深めるために、生涯学習の取り組みとして、講習会等を幅広く市民を対象に開催し、人権や福祉についての事業等の充実を努めます。
- ・PTA活動でも、障害のある人の人権について学ぶ人権啓発などの取り組みをすすめ、あわせて、地域社会の理解・啓発を図るよう努めます。

(6) 教職員等の資質の向上

ア 研修の充実

- ・すべての教職員等が、障害のある人についての認識と理解を深めるとともに人権意識を高めるよう、そして、障害のある人の地域での自立と社会参加を展望した専門的力量を向上させるため、研修の充実を図ります。
- ・一人ひとりの幼児・児童・生徒の状況を共通理解し全教職員等で共に指導をすすめるため、また、障害を理由としたいじめや人権侵害の解決を図る取り組みをすすめるため、本市教育委員会が作成した「精神障害者の理解を深めるために」（平成15年）等の啓発冊子を活用して各校園等で実施する研修の充実を図ります。

イ 研究活動の活性化

- ・教職員一人ひとりが自ら研修に努めるとともに、とりわけ特別支援学校では、特別支援教育のセンターとしての役割を果たすため、発達障害のある児童、生徒への支援を含めた専門性の向上をめざして研究活動を一層推進するよう努めます。

第 7 章 保健・医療

1 現状と課題

本市では、健康増進計画「すこやか大阪21」に基づき、「全ての市民がすこやかでこころ豊かに生活できる活力あるまち 健康都市大阪の実現」をめざして、生活習慣病予防対策を重点内容とし、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくりをはじめとする10分野に健康づくりの目標を設定しています。

生涯を健康でいきいきと暮らしていくためには、全ての市民が、一人ひとりの人権を尊重しあい、地域で共に交流しながら、自らの健康は自らが守るという意識を持って、自由な意思や個々人の身体状況に応じた健康づくりをすることが大切です。

障害のある人が医療を受けるにあたっては、コミュニケーションやアクセスなどに配慮した、受診しやすい環境となるよう関係機関などが連携し努めていく必要があります。そのためには、障害のある人のニーズにあわせ、安心して受けられる医療の提供や、医療施設・設備の整備等による医療提供体制の充実が求められます。

また、リハビリテーションについての個々のニーズに対応できるよう地域医療連携クリティカルパス（診療計画表）の導入等の地域医療連携体制の構築をふまえつつ、地域の保健、医療、福祉の各関係機関の連携による相談体制やリハビリテーション提供体制等の充実が求められています。

乳幼児健康診査で障害が発見されたこどもに対しては、早期に適切な医療や支援が受けられる体制を整備するとともに、保護者や関係者に対して正しい知識や情報を提供できるように努めます。

精神障害のある人が安心して地域で生活するためには、身近なところで必要なときに必要な医療サービスを受けられるシステムが必要です。しかし、市内には精神科診療所など通院治療のための資源は一定の充実が図られてきたものの、精神科専門病院がなく、精神科病床もごくわずかなことから、入院医療の多くは、市外の病院で行われている状況にあります。そのため、平成17年に、大阪府と共同で適切な医療機関をスムーズに紹介する「おおさか精神科救急医療情報センター」を設置するとともに、夜間休日に救急入院体制の整った「拠点病院」等を確保する精神科二次救急医療体制の整備を行ったところです。引き続き身近なところで入院できる体制の構築を図っていく必要があります。さらに、本市単独事業として休日・夜間の救急外来対応ができる診療所を輪番制で確保する一次救急医療体制も併せて整備を行いましたが、今後は、一次救急診療の拠点施設の整備を図る必要があります。

難病患者にとって、疾病に対する罹患の不安と医療費や介護等の負担など患者、家族の心理的、経済的負担は大きいものがあります。そのため、医療費負担の軽減や療養生活上の相談、在宅療養の援助、疾病に関する情報提供など、医療と保健・福祉が連携した難病患者に対する支援の推進が求められています。

また、長期入所・入院から地域での自立生活への移行を推進するためには、地域生活でのさ

さまざまな医療ニーズに対応した相談窓口やリハビリテーション体制や緊急時の支援体制等の整備・充実も求められるところです。

課 題

- ①総合的な保健、医療施策の充実
- ②地域におけるリハビリテーション・医療の充実
- ③早期療育体制の整備
- ④精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備
- ⑤難病患者への支援

2 施策の方向性

(1) 総合的な保健、医療施策の充実

ア 障害のある人の健康管理の推進

- ・障害のある人にとって二次的機能障害は自立を阻む大きな原因の一つとなっており、関係各分野が協力してその軽減と予防のための方策について研究を行い、二次的機能障害防止のための健康診査事業を充実し、健康管理の推進に努めます。

イ 受診機会の保障

- ・障害のある人がいつでも必要かつ適切な医療を受けられるよう、市立病院においても、民間病院等との連携も図りながら、医療設備をはじめとする医療体制の充実に努めるとともに、障害のある人に対して理解を深め、受診の際にコミュニケーションが十分とれるよう医療従事者に対して手話講習会などの研修を行います。また、看護師やメディカルソーシャルワーカーなど医療従事者の円滑な連携、研修により、受診手続きはじめ各種相談について支援を行うなど受診環境の充実に努めます。
- ・ハンセン病回復者・エイズ患者など医療機関受診に際して支援や配慮が必要な障害のある人が安心して相談・治療を受けることができ、適切な対応が行える医療機関の確保に努めます。
- ・障害のある人の歯科診療については、一般歯科医院での治療が困難な方が容易に歯科診療を受けられるよう充実に努めます。
- ・障害のある人が安心して適切な医療を受けられるよう、医療費助成の充実について他都市の事例も研究し、国等にも働きかけます。

(2) 地域におけるリハビリテーション・医療の充実

ア 地域におけるリハビリテーション体制の整備

- ・障害のある人が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、ALSや重度重複障害、高次脳機能障害など、様々な障害種別への支援に対応していきけるよう、心身障害者リハ

ビリテーションセンターや障害者会館等のリハビリテーション機能を有する施設、さらには医療機関・関係団体等と連携し、地域リハビリテーション体制の充実に努めます。

- ・心身障害者リハビリテーションセンターは、地域においてリハビリテーション機能を有する関係諸機関と緊密に連携し、地域におけるリハビリテーションの基幹施設としてコーディネート機能等の充実に努めます。

イ 中途障害のある人等の地域リハビリテーションの充実

- ・中途障害者への支援として、医療・保健・福祉機関や当事者団体等と連携をとり、早期に、短期・集中的な訓練と心理的な支援、さらにはその後につながる職場復帰や社会復帰に向けた自立生活訓練ができるような支援体制の整備に努めます。
- ・外出困難な重度の身体障害のある人に対しても、家庭を訪問しての生活訓練や心理的な支援など、居宅生活を支援するための体制のあり方について検討します。

ウ リハビリテーション医療体制の整備

- ・市立病院においては、急性期のリハビリテーションを中心として、早期の社会復帰に向けて、同部門の機能の充実に努めます。

エ 地域における医療連携体制の構築

- ・急性期の医療機関のクリティカルパスを、回復期や維持期における地域の医療機関やリハビリテーション機能を有する施設が引き続き活用することにより、質の高い医療・介護を切れ目なく提供するための地域連携クリティカルパスの導入・活用を図る等、地域医療連携体制の構築に努めます。

(3) 早期療育体制の整備

ア 早期療育の充実

- ・区保健福祉センターにおいて早期医療あるいは早期療育に結びつける相談体制を充実します。
- ・中央児童相談所や心身障害者リハビリテーションセンターにおいても、区保健福祉センターと連携し、各種相談、医学的診断・検査、発達評価の充実に努めるほか、家族に対して子育て全般をも含めた日常生活場面及び発達援助への助言を行うなど、早期医療と連動した療育体制の強化に努めます。
- ・保護者からの相談に際しては、こどもの頃から将来の自立に向けて生きる力を育むことの重要性についての理解を深めます。
- ・発達障害のあるこどもについては、症状の確認後早期に療育支援を行うことが重要とされていることから、3歳児検診の強化とともに、4・5歳児発達相談事業を行うなど、早期療育の体制確立とその充実に努めます。

イ 連携の強化

- ・障害のあるこどもの早期医療体制から早期治療・療育に結びつけていくため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の有機的な連携体制の確立を図るとともに、諸機関の間で中断されることなく連続したフォローアップ体制を整え、発達段階に応じた種々の対応が円滑に行われるよう努めます。

(4) 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備

ア 地域精神保健福祉相談体制の充実

- ・区保健福祉センター、こころの健康センター、地域活動支援センター（生活支援型）などの精神保健福祉相談ネットワーク機能を連携・充実させるとともに、それらの特性を活かした機能分担を図ります。
- ・精神保健福祉の相談機関では精神障害のある人の相談だけでなく広く市民に対し、精神疾患の一次予防（疾病そのものの予防）、二次予防（早期治療に加えて症状の悪化や再発を防止）の視点に立ったストレスなどが起因した「うつ病」等による自殺予防対策など、幅広くこころの健康づくりの推進を図ります。

イ 地域精神医療体制の整備

- ・「疾患」と「障害」を併せ持つ精神障害のある人が自立と社会参加をめざしながら安心して地域で生活するためには、身近なところで必要なときに必要な医療サービスを受けられるシステムが必要です。特に、救急医療サービスの充実喫緊の課題であり、関係機関と連携しながら、市内において救急診察等外来対応のできる精神科一次救急の拠点施設整備や身体合併症治療体制の充実を図ることにより、市内の精神科救急医療体制のさらなる充実に努めるとともに、市民が身近なところで入院医療サービスを受けることのできる精神科病床の増加に向け、その方策を検討しながら具体化に努めます。

(5) 難病患者への支援

ア 医療制度の充実

- ・国の難病対策としての治療研究事業及び特定疾患医療費援助事業における医療費公費負担制度の対象疾患の拡大など、保健・医療・福祉にわたる総合的な難病対策の充実に努めることとし、国にも働きかけます。

イ 特定疾患患者に対する保健事業の充実

- ・難病患者、小児慢性特定疾患児、家族を対象にした専門医師、保健師等による医療、保健、栄養、福祉に関する療養相談会や、患者・家族が療養生活上生じる問題等について情報交換をすすめるための交流会事業など、各種保健事業についてさらに充実に努めます。